

水俣市監査委員公告第13号

令和4年度財政援助団体等に対する監査の結果に対して講じた措置の内容の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を公表する。

令和4年12月16日

水俣市監査委員 坂 本 幸 則

同 真 野 頼 隆

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度財政援助団体等に対する監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

交付担当課名
被交付団体名
報告時点

総務課
公益財団法人水俣市振興公社
令和4年11月28日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(3) 注意事項 ア 支出負担行為決定書に事務局長の決裁漏れがあった。（総合もやい直しセンター1件、南部もやい直しセンター2件） (4) 意見・提案事項 ア 被服貸与規程が定められているが、ポロシャツ等については規定されていない。被服貸与規程の見直しを検討されたい。（事務局）	今後、決裁漏れがないよう是正します。 令和4年度内に、当該規程にポロシャツ等の種別を追加します。